

令和6年度第2回山口県食の安心・安全審議会 概要

1 日 時 令和7年3月19日（水） 15:00～16:30

2 場 所 県庁4階 共用第3会議室

3 出席者 10名（欠席2名）

4 会議録

議 題 1：令和7年度山口県食品衛生監視指導計画（案）について

委 員：HACCPに沿った衛生管理に係る指導では、自主回収の理由となる異物混入や表示の漏れなどについても、指導等を行うのか。

事務局：自主回収事案等があった施設に対しては保健所が立入を行っている。その際、HACCPに沿った衛生管理の状況についても確認をしており、不備等があれば、指導を行っているところである。

委 員：中小規模の事業者においてもHACCPに沿った衛生管理が適切に実施されれば、自主回収の事案等も減ってくると思う。

委 員：食中毒の予防対策の強化について、大規模なイベント等でよく見られる、屋外での食品の調理提供に対しては、どのような指導を行うのか。

事務局：地域行事ごとに、事前に届出を出してもらい、内容に応じた食中毒予防等の衛生管理について、保健所で指導している。

委 員：HACCPに沿った衛生管理の監視・指導の内容には、各種トレーサビリティ法に基づく立ち入り検査の内容も含まれるのか。

事務局：HACCP監視と各トレーサビリティ法に基づく調査は、別に実施されている。

委 員：全国的にも、ノロウイルスによる食中毒が流行しているが、その原因として一番多いものは何か。

事務局：一番多いとされているのは、調理従事者等の手指に付着したノロウイルスにより、食品が汚染されるというケース。

委 員：手洗い指導の強化をお願いしたい。

委 員：流しそうめんなど、湧き水等を利用した食品におけるノロウイルス食中毒事例があるが、湧き水や流水などに含まれるノロウイルスは、どのように発見するのか。

事務局：飲食店で使用される水について、食品衛生法に基づく検査の項目には、ノロウイルスに関するものはなく、現状では、制度的な規制は困難な現状。

委員：今後、水道水の衛生管理についてもHACCPの考え方の中に組み込まれる可能性があるのか。

事務局：HACCPは事業者による自主的な管理を促進するものであるため、現時点でも、水道水の衛生管理についてもしっかり実施していただく必要がある。

議題2：令和7年度食の安心・安全関連事業について

(1)「食の安全」について

委員：国産野菜等の価格高騰に伴う輸入品の増加が予想されるが、安全性は大丈夫か。

事務局：輸入食品については、検疫所によるモニタリング調査の他、県においても添加物検査を行っている。

委員：これから色々な食品が輸入され、量も増えると思うので、県においても色々なところで検査をしてほしい。

委員：県産農水産物の流通対策について、昨今の米不足に対する県の取組みはどのようなものがあるか。

事務局：県と国とで情報共有し、米不足に対応できるよう検討してまいりたい。

委員：生産者の視点としても、自分が作った米がどのように流通しているのか不安な面があるため、広報等してもらえると良い。

事務局：国が調査等を行う広域事業者もあり、全量の流通経路等を把握することは現状難しいが、国との情報共有等、努力してまいり。

(2)「食の安心」について

委員：こども食堂における食品衛生管理の支援は、非常に心強い。こども食堂をはじめ、食事に関するサークル活動などは、ボランティアによるところも多く、衛生管理の徹底が難しい現状。この取組が波及することで、地域全体の衛生管理の向上にもつながると思う。

委員：食の安心コミュニティ活動リーダー（以下「リーダー」という。）も「食の安心」に関する取組の一環なのか。

事務局：リーダーは、地域におけるリスクコミュニケーションを主導していただくなど、「食の安心」に関する重要な役割を担っていただいている。

委員：食の安心モニターと異なり、リーダーの制度や活動が一般に浸透していないように感じるため、制度の周知等を行うと良い。

事務局：検討してまいりたい。

委員：リーダーは、各地域、何人いるのか。

事務局：人数については、地域により差はあるが、概ね各地域に1人以上おられる状況である。

委員：例えば、リーダーに講習等の講師をお願いしたい場合は、どこに連絡したらよいか。リーダーとの間に身近な接点があれば、より効果的な食の安心・安全の普及啓発ができると考える。

事務局：リーダーの活動自体は自主的に行われているものであるため、現状、県によるマッチングは行っていないが、個別に御相談いただければと思う。

(3)「参画と協働」について

委員：鯨肉の消費拡大について、鯨の漁獲量は増えているのか。

事務局：鯨については、商業捕鯨自体が禁止されていたという背景もある。日本はIWC（国際捕鯨委員会）を脱退し鯨の漁獲を行っているため、過去（戦後）と比べると漁獲量は減っているものの、調査捕鯨と比べると増えている。

委員：獲れてもあまり消費されないから、消費拡大が必要なのか。

事務局：商業捕鯨の規制により鯨を獲ることができなかつたため、消費も少なかった。古くからある鯨肉の食文化を継承していくため、消費拡大を図るものである。

委員：「長門大津くじら食文化を継承する会」では、今年度も、小中学校で鯨料理の教室を開催した。調査捕鯨時には鯨が手に入らず、若い世代は鯨食文化になじみが薄い。会でも鯨食文化の普及活動等を実施するなど、鯨肉消費の拡大に向けて、努力しているところ。

委員：「食に関する指導普及事業」における、教職員を対象とした研修会等は、高校も対象に含まれるか。高校生は卒業後、大学進学や就職など、一人暮らしを始める場合も多いが、その際に食に関する知識がないのは苦勞すると思う。学校において、食に関する教育を行う機会があれば大変良いと思う。

事務局：本事業自体は、各市町の教育委員会に働きかけて実施する事業であり、県立が多い高校においては、多くが直接の対象ではない。なお、県立高校も参加できる状況だが、現状、参加はない。

委員：「山口県食生活改善推進協議会」の活動として、各高校に出向いて、一部学校においては、食に関する話をしているところである。

議題3：食を巡る事案について（報告）

委員：本事例の発覚に際しては、事前に情報提供があったのか。それとも県による検査のみで発覚したのか。

事務局：端緒としては、情報提供があったことによる。

委員：直近では、豚肉の原産地の不適正表示の事例があり、一部報道では、農林水産省が指示等した旨が掲載されていた。山口県ではないのはなぜか。

事務局：原産地表示については、本県内でのみ事業展開する事業者（県域事業者）に対する指導等の権限は本県にあり、複数都道府県において事業展開す

る事業者（広域事業者）に対する指導等の権限は国にある。当該事例では、対象事業者が広域事業者であるため、国が指示等を行ったものである。